

水処理用薬剤(単価契約)

入札保証金説明書

沖縄県総務部管財課

令和7年度

入札保証金について

1. 入札保証金の額

見積る契約金額(消費税込み)の100分の5以上とします。もし、足りなかった場合、入札は無効となります。
入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提出又は納付済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

2. 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後還付します。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当します。

3. 入札保証金の免除

本案件入札公告に示すとおり。

※ 可能な限り「3. 入札保証金の免除」の手続をとってくださるようお願いいたします。

4. 現金で納付する場合の納付方法

本案件入札公告に示すとおり。

5. 小切手等で納付する場合

本案件入札公告に示すとおり。

6. 入札保証金に代わる担保

入札保証金は現金での納付以外に、次に定める担保の提供をもって代えることができます。

(1) 国債及び地方債

担保の価値: 額面金額又は登録金額

(2) 政府の保証する証券

担保の価値: 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価値)の8割に相当する額

(3) 銀行又は契約当事者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

担保の価値: 小切手金額

(4) 銀行又は契約当事者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形

担保の価値: 手形金額(その手形の満期の日が該当手形を提供した日の1月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて該当手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)

(5) 郵便為替証書及び定期預金債権

担保の価値: 当該債権証書に記載された債権金額(定期預金債権にあつては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付ある書面を提出すること。)

(6) 契約当事者が確実と認める社債